

# たくさんのご支援ありがとうございます

災害直後から多くの支援物資、職員派遣、ボランティア、炊き出しなど温かいご支援をいただきました。これから一步一步力を合わせ復興に向け頑張っていきたいと思います！！



①炊き出し②小石原焼伝統産業会館にて③道の駅小石原に設置された看板④⑤⑥炊き出しの様子（美味しいご飯や、かき氷を提供してくれました）⑦自衛隊離任式の様子⑧常総市の職員から温かいメッセージ





## ■各地から沢山の人が・・・

連日の猛暑の中、各地から多くのボランティアの方に来て頂きました。若い方では学生さんから高齢者まで、または企業で参加しました。みなさんは、民家に入り込んだ土砂の排出や、家財道具の搬出、流木の撤去などに汗を流されていました。

助けていただいたことを忘れずに復興に向けて前を向いていきましょう。



①②ボランティアセンターでの様子③熊本県相良村災害支援(流木撤去)④株式会社サニックス災害支援⑤⑥⑦⑧住宅や庭の土砂を掻きだすボランティアの皆さん



## 女子みらい塾「美文字講座」

6月23日(金)村内の和田輝子さんを講師に迎え、女子みらい塾「美文字講座」を開催しました。初めに、筆ペンを使い筆の運びを覚えるため、縦線、横線、曲線の練習をし、次に婚礼用の内袋の正式な書き方やマナー等を学びました。

最後に、漢字のバランスをそれぞれの名前を使い教えていただき、実際にのし袋に書いて指導していただきました。

塾生より「もっと美文字講座の勉強をしたい」との要望がありました。興味のある方は東峰村公民館(72)2301、(74)2235 梶原までお問い合わせください。

## 絵本作り学習会&絵本の挿し絵募集

7月1日(土)にイラストレータの松原沙季さんを講師にお招きし、絵本作り学習会を開催しました。今年は村に伝わる「ポーン太の森」、「犬咬み坂」の2つの話をテーマに、挿し絵の場面設定や描き方を勉強しました。

子供から大人まで皆さん思い思いに挿し絵を描き、真剣に色をつけていました。

### 【挿し絵の募集について】

今年も絵本の挿し絵を小学生部門、一般部門に分けて募集します。

テーマ：「ポーン太の森」、「犬咬み坂」

期 日：7月18日(火)～9月8日(金)

用 紙：A-5サイズ以上で用紙は自由です。

申 込：各話とも5ページにまとめて申込用紙と一緒に公民館へ提出してください。

表 彰：小学生・一般部門ともに3人を表彰します。

※昔話の内容と申込用紙については公民館に置いています。



▲講師：松原沙季さんの挿絵

## 図書コーナーよりお知らせ

宝珠山公民館 電話：72-2301  
小石原公民館 電話：74-2235

宝珠山、小石原公民館では通常通り図書の貸出しを行っています。本が汚れたり、破れたり、紛失した場合はご連絡ください。図書コーナー利用時間は平日8:30～17:00までです。

## 『らぶすぽ東峰』次回予告 地域総合型スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	目 時	備 考
ニュースポーツ教室	村民センター	8月28日(月) 19:30～	自由に参加できます。
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	9月13日(水) 19:30～	会員500円 非会員1,000円 ※マットはこちらで準備します。

## 東峰 Jr. みらい塾 ミニ四駆作り

7月1日(土) Jr. みらい塾は宝珠山基幹集落センターにて、ミニ四駆作りを行いました。児童25名と大人の方12名の参加で、細かい作業に悪戦苦闘しました。社会教育委員さんのお手伝いもあり全員作り上げることが出来ました。

ミニ四駆専用の大きなコースを設置してから、完成したミニ四駆を2台ずつ走らせて出来栄を競いました。接戦あり、途中で止まる車あり、コースを飛び出す車など、にぎやかに過ごす事が出来ました。トーナメントで勝ち上がったのは1年生の児童でみんなから大きな拍手をもらい大喜びでした。

昔懐かしいミニ四駆作りですが、細かい作業なので集中力を養い、みんなで楽しめます。ご自宅でも作って見ませんか。



## 親と子のなやみ相談窓口の開設

- 期間：9月8日(金)～9日(土)
- 相談時間：9:30～16:30
- 相談方法：電話又は面接
- 相談電話番号：093-246-0840 (開設期間中の臨時電話)
- 面接相談会場：なかまハーモニーホール (中間市蓮花寺3丁目7番1号)  
面接は事前予約が可能です。(注)
- 相談料：無料 (電話代、会場までの交通費は自己負担となります)
- 相談内容：子育て、非行、いじめ、ひきこもり、就労、経済的な問題など  
子どもや若者に関する悩みや相談
- 予約・お問合せ：福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局 青少年育成課  
電話：092-643-3388 HP：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nayami-soudan34.html>  
(8月1日から掲載開始予定)

### 【参加する相談期間】

- ・児童相談所 ・県精神保健福祉センター ・子ども支援オフィス
- ・県社会教育総合センター (親・おや電話) ・少年サポートセンター
- ・教育事務所 (子どもホットライン24) ・若者サポートステーション

(注) 事前予約がなくても面接相談は可能ですが、受付状況によってはお待たせすることがあるため、事前の予約をお勧めする趣旨です。



## 保健福祉課

### ◆知っていますか？国民年金保険料の免除制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料（平成29年度は16,490円）を納めていただく必要があります。しかしながら、収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しい場合もあります。

そのような場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行いましょう。保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

※平成26年4月の制度改正により、申請月の2年1ヵ月前まで遡及して免除申請ができるようになりました。

#### ①保険料免除制度とは

所得が少なく**本人・世帯主・配偶者**の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合などは、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の四種類があります。

#### ②保険料納付猶予制度とは

20歳から50歳未満の方で、**本人・配偶者**の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

#### ◆手続きをするメリット

保険料を免除された期間は、老後年金を受け取る際に1/2（税金分）受け取れます。

保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

保険料の「免除」と「納付猶予（学生の場合は学生納付特例）」は、以下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○（※2）	○
一部納付（※1）	○	○（※3）	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

※2 平成21年4月分以降は、2分の1が国庫負担されます。（21年3月分までは3分の1が国庫負担）

※3 4分の1納付の場合は「5/8」が年金額に反映します。（21年3月分までは1/2）

2分の1納付の場合は「6/8」が年金額に反映します。（21年3月分までは2/3）

4分の3納付の場合は「7/8」が年金額に反映します。（21年3月分までは5/6）

（次ページに続く）

## ◆免除手続き（申請）について

### 免除等が申請できる期間

例：平成 29 年 7 月に免除・猶予を申請する場合、最大で下記の①～④の申請が可能です。

- ①平成 26 年度分・・・平成 27 年 6 月分（審査：平成 25 年中所得）
- ②平成 27 年度分・・・平成 27 年 7 月～平成 28 年 6 月分（審査：平成 26 年中所得）
- ③平成 28 年度分・・・平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月分（審査：平成 27 年中所得）
- ④平成 29 年度分・・・平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月分（審査：平成 28 年中所得）

### 申請に必要な添付書類（●必ず必要なもの、○場合によっては必要なもの）

- 国民年金手帳または基礎年金番号通知書
- 前年（または前々年）所得を証明する書類（前年またはそれ以前の 1 月 1 日時点で東峰村に住所がなかった場合）
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し（失業等による申請の場合）
- その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類

### 保険料免除・納付猶予の所得の基準

※前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 1. 全額免除・・・（扶養親族等の数+1）× 35 万円+ 22 万円
- 2. 4 分の 3 免除・・・ 78 万円
- 3. 半額免除・・・ 118 万円 + 扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等
- 4. 4 分の 1 免除・・・ 158 万円
- 5. 納付猶予制度・・・（扶養親族等の数+1）× 35 万円+ 22 万円

### ③学生納付特例制度とは

日本国内に住むすべての人は、20 歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

※本年度の所得基準（申請者本人のみ）

118 万円+ 扶養親族等の数× 38 万円+ 社会保険料控除等

※学生とは

大学（大学校）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校など、ほとんどの学生の方が対象となります。

※保険料を 10 年以内に納付（追納）すると、年金額に反映されます。

### 申請に必要な添付書類（●必ず必要なもの）

- 国民年金手帳
  - 学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類
- ※在学期間がわかる在学証明書（原本）または学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写しを添付してください。

※学生納付特例は、原則として申請日に関わらず、4 月から翌年 3 月まで（申請日が 1 月から 3 月までの場合は、前年 4 月から 3 月まで）の期間を対象として審査します。

（次ページに続く）